

“欠損家庭の子供に与える影響”について

—母子家庭を中心に—

中野区福祉部福祉課

課長 荻野 澄子

1. はじめに

欠損家庭（父母のいずれかもしくは両方を欠き、子どもが片親もしくは親なしの状態におかれた場合の家庭）の子どもは健全な発達を阻害され、とかく問題が多い。なかでも母子家庭の子どもには問題があるとよく言われるが、果してそうであろうか。家庭の機能として、家事的機能、経済的機能、愛情的機能そして養育機能があるが、母子家庭にはそうした機能に支障をきたし、子どもに影響することは確かである。しかしそれが即問題行動につながるだろうか。

今年が国際児童年である。第1次・第2次大戦の戦禍が集中的に子どもに及んだ反省にたって、1959年国際連合は「児童の権利宣言」を採択、今年はその制定20周年を記念する国際児童年であり、各国が各々おかれた立場と状況に従って、児童の問題を根本的に問いかえし、児童の生活と権利を保障するための明日の方向を探る作業をすすめることが期待されている。

また、現在は国際婦人年でもある。家庭、職場、地域社会のあらゆる場において女性は差別され、その持てる能力や資質を十分開花できないでいる。

そこで国際連合は、1975年～1985年を国際婦人年と定め、そうした婦人問題を解決するために世界的に行動を起こすよう呼びかけている。ところで母子家庭は、婦人問題や児童問題が顕著

にあらわれているところである。「男は仕事、女は家庭」という伝統的・固定的な性別役割分業観がふんしているなかで、母子家庭の母親は、自らが生計の中心となり、加えて子どもやその他の家族の養育者であるという重い責任を負わされ、経済的、社会的、精神的にも不安定な状態におかれることが多い。そうしたことがひいては、子ども達に大きな影響を及ぼすことになることは確実である。最近の離婚、配偶者の交通事故、蒸発等により母子家庭になる要因はふだんに生じている。

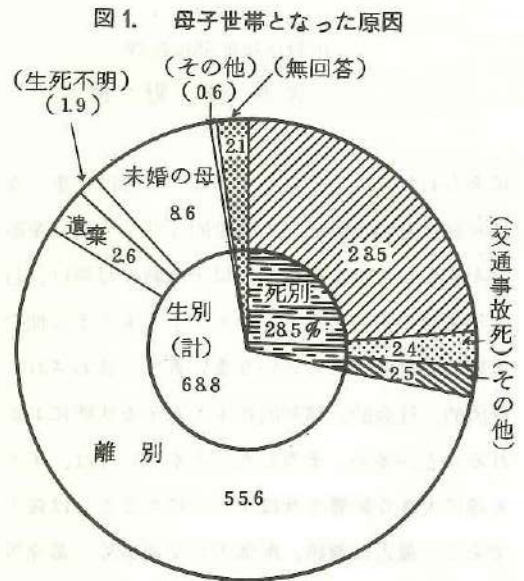
中野区ではこれまで母子世帯に対する施策を婦人問題、児童問題の観点からいろいろすすめてきた。しかし必ずしも十分だとはいえない。そこでさらに充実していくために、58年5月新情報センターのご協力もえて、母子世帯の実態調査を行い、今後の母子福祉施策のあるべき方向を模索した。

以下はその調査結果をもとに、欠損家庭、特に母子家庭が児童の成長にどういふふうに影響するかを中心に述べ、そしてそれらに対し今後、行政はどう対応していかなければならないか検討していきたい。

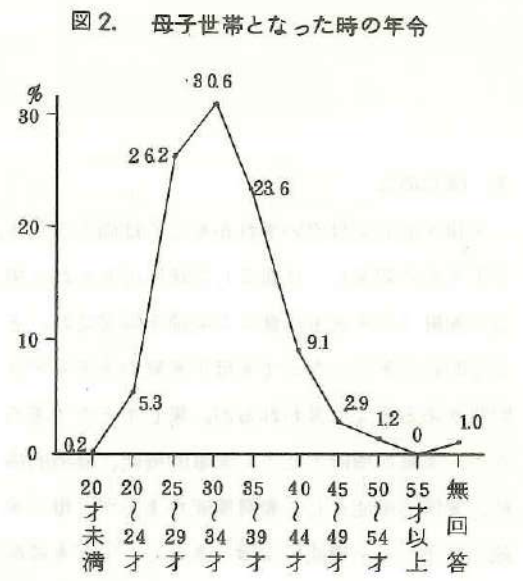
2. 母子家庭の発生

中野区における母子家庭（20才未満の児童を扶養している無配偶子と児童からなる世帯）の数は昭和50年の国勢調査によると2,237世帯で

全世帯の1.5%にあたる。母子家庭となった原因をみると、過半数(56%)が離別、ついで「病死」(2.4%)「未婚の母」(8.6%)となっている。以前は病死や戦死等の死亡に起因するものが大部分であったが、こんには離婚等が目



立って増大している。母子家庭となった年齢では30代前半(30~34才:81%)をピークに8割の人が20代後半(25~29才:26%)から80代後半(35~39才:24%)にかけて配偶者を失っている。



ちなみに都の母子・父子世帯生活実態調査(昭和53年、民生局)によっても「生別」が59%と

6割を占め、「死別」34%、「その他」8%とされており、生別が増えている。

表1. 欠損家族の理由(%)

世帯類型	欠損理由年	死別		生別		その他		計
		病死	事故死 災害死	離婚	家出等 別居	未婚の母	その他	
母子世帯	47年	38.7	7.1	33.4	14.9	*	5.9	100.0
	53年	29.0	4.5	46.3	12.7	5.7	1.8	100.0
父子世帯	47年	41.8	2.2	48.4	8.7	*	4.4	100.0
	53年	36.5	-	50.0	12.2	*	1.8	100.0
全国(母子)	45年	52.3	10.8	23.7	8.7	1.8	2.7	100.0

(東京都民生局 母子・父子世帯生活実態調査より)

3. 母子家庭の問題(とくに児童問題との関係) 母子家庭の問題は、父親の不在によって家計、

家事、子どもの養教育など重大な家庭機能に障害が生じ、その結果疾病・家出、そして子どもの非

行・学業不振等深刻な逸脱行動の派生する過程である。

このうち家族の生活障害についてみると、(表2)の欠損家族の病理の基本枠にみるように、母

子家庭の場合、家計担当者である父親の不在によって家計が困難となり、配偶者との関係では、愛情対象の欠損によって愛情生活に歪みが生じ、心の支えがなくなる。最も重要な子どもの関係では、

表2. 欠損家族の病理の基本枠

家族形態	家族全体との関係	配偶者との関係	子どもとの関係
父子家庭	家事のおくれ	愛情関係の歪み	情緒面の人間形成の歪み
母子家庭	家計のおくれ	愛情関係の歪み	理性面の人間形成の歪み
親無し家庭	家事・家計のおくれ		情緒面・理性面両面の人間形成の歪み

(大橋 薫著 都市病理学より)

理性面の人間形成が歪み、また父性愛に対する欲求不満が生ずる。すなわち家族にとって最も基本的な機能とされる家事的機能、経済的機能、愛情的機能、そして養育的機能にそれぞれ支障が生じるのである。こうした生活障害はさまざまな形で代替し、補充がなされ、大部分の母子家庭はなんとか障害を克服しているのが現状であるが、それでも現実には幾多の問題が発生している。次に具体的に母子家庭の問題を述べていく。

(1) 経済生活上の問題

母子家庭の家計の主な収入源は、母親自身の勤労収入によるものが81%、ついで「年金・手当等」が21%、「生活保護」が15%となっている。1世帯あたりの平均月収は12万6千円と低く、約63%が生活が苦しいと訴えている。

同時期に実施された都の調査結果にも出ているように、母子家庭の収入は、父子世帯に比して非常に低く、母子家庭がいかに経済生活の上で苦勞

表3. 世帯人員別平均総収入

	総数	2人	3人	4人	5人以上
母子世帯	166,880	141,160	170,270	203,240	247,960
父子世帯	231,580	190,760	223,970	283,620	368,170

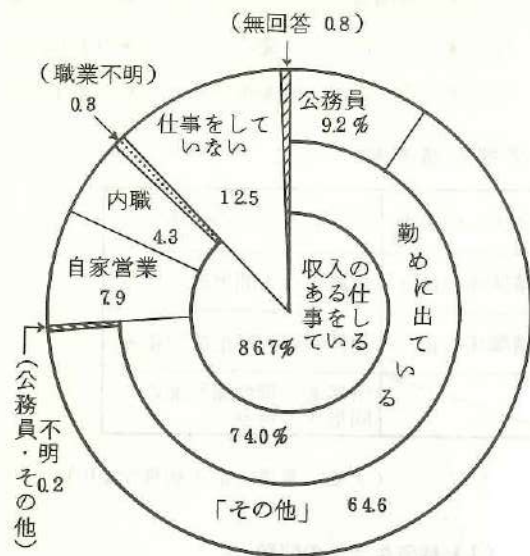
(58年 都民生局 母子・父子世帯生活実態調査)

しているかがわかる。

就労状況を見ると、母子家庭の母親の87%が収入になる仕事をしており、そのうちの74%が勤めに出ている。ついで自家営業、内職となっている。しかし勤めに出ている人の4割近くは、

「パート」「臨時雇」等身分が不安定なものが多く、且つ職種も、4割の人たちが販売や単純な労務職についている状態で、従って賃金も安いわけである。

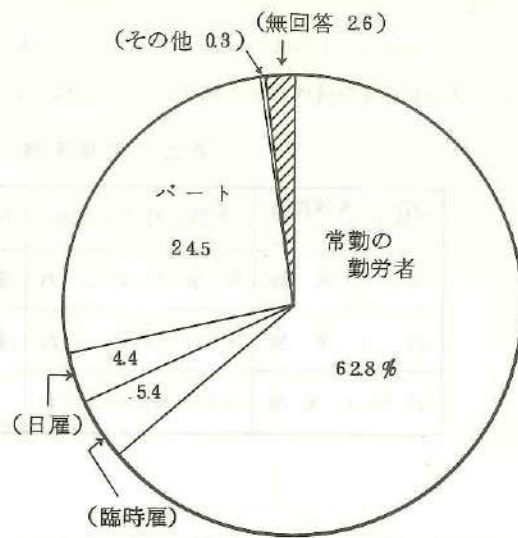
図3. 収入になる仕事の有無



母子家庭の貧困問題としての側面をもっと端的に示すデータとしては、生活保護を受給するものの比率がある。47年度全国調査によるとわが国の保護率は全体で1.8%程度であるのに対し、母子家庭の場合10.7%が被保護世帯である。母子家庭の1割が生活保護を受給しなければならないという貧困状態にあり、そこに落ちこむ確率は、国民一般の場合の8倍程である。

母子家庭の貧困問題は、一般的に言えば生活費の不足であるが、それは現実にはさまざまな現象形態をとる。その主要なものは、子どもの教育問題、住宅問題、母親の疾病問題、家族の解体問題等である。そのなかでも、もっとも悩んでいる問題は、子どもの教育=進学問題である。母子家庭は子どもの将来に希望を託す傾向がより強い。それは子どもが職業について生活問題の解消に助力してくれるという希望だったり、やがて子どもが成人した時、人並みの安定した生活をおくれるようにという願望の現われである。しかし生活費の不足は教育費の不足に通じ、子どもたちは進学を断念せざるをえなかったり、不本意な進路選択を

図4. 雇用の形態



せざるをえないという問題を生じさせている。

(2) 家庭生活上の問題

親の欠ける家庭の生活関係がいかにか満ちたりないものであるかは常に指摘されている。

世帯類型をみると母子家庭では「二世帯」世帯が87%、「三世帯」世帯が11%であり、殆んどが母と子どもの家庭である。世帯人員は「2人」が41%、ついで「3人」が39%、「4人」が15%の順となっている。20歳未満の子ども数を見ると、1人が57%、2人が32%となっている(都民生局調査)。一般的にいて子どもの多いのは、扶養と養育の面で親は苦勞するが、人間形成や生活享受の面では、子どもにとってはもちろんのこと、親にとっても望ましいことではないだろうか。また母と子だけの関係だけでなく、祖父母の同居等は家事・育事等の点からも母子家庭の安定度を高くしてくれる要素となるだろうか。核家族化しているなかで、母親に勤労者が多いということは、母親が家事労働やとくに子どもの養育・教育を十分に行えないところに由来する問題がある。

(3) 子どもに対する問題

母子家庭の子どもの平均年齢は10.5才で全体の62%が12才以下の子どもで占められ、「9才~12才」(28%)のものをもっとも多くなっている。これを世帯数でみると12才以下の子どもがいる家庭は、母子家庭全体の73%、そのうち半数の36%は母親の就労上もっとも問題ありとされる未就学児、小学校低学年の子どものみの世帯である。

図5. 子供の年齢

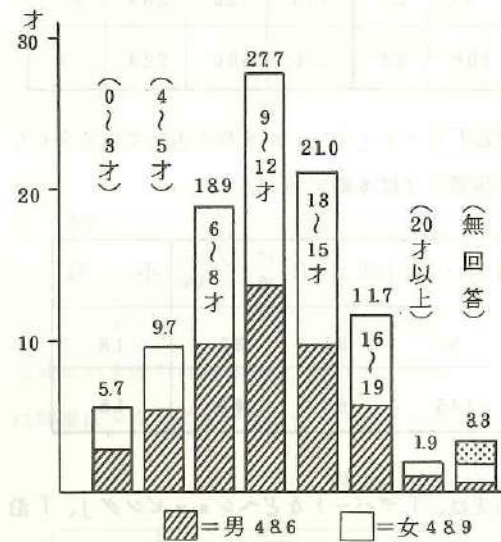
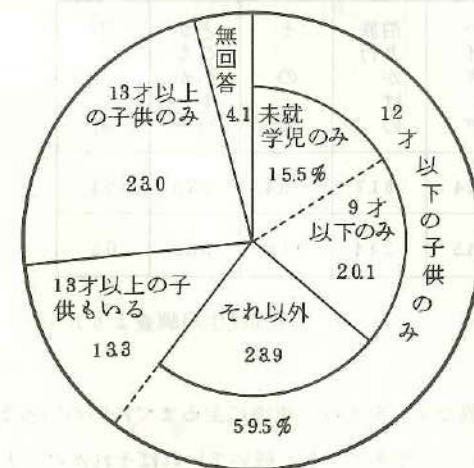
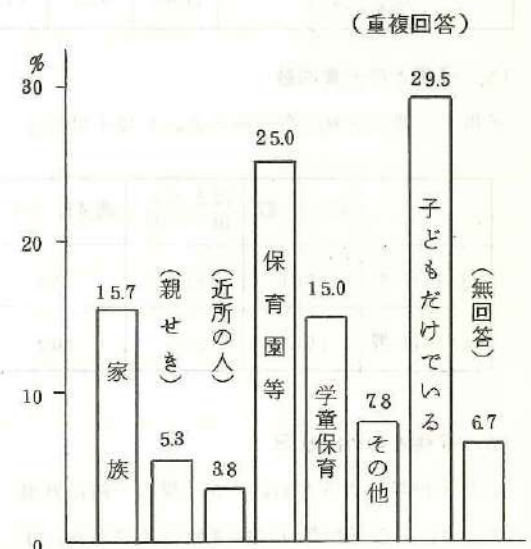


図6. 子供の状況



こうした12才以下の未就学児・小学校児童の子ども達は母親が就業中はどうしているか。同居の「家族」16%、「親せき」5%、「近所の人」4%など身の回りの人に頼むケースが計24%、「保育園等」25%、「学童保育」15%など施設を利用するケースが計40%、誰も面倒をみる人がなく「子どもだけにいる」ケースが30%もある。特に都会では近所つきあひも少ないので、子どもが日中放任状態であることはいろいろな問題の生ずる原因ともなる。

図7. 就業中の子供の面倒・誰がみるか



子どもとの日常的なふれあひ状況をみてみると次表のとおりである。母子家庭の母親は、父子家庭の父親に比べいろいろ気をつけているのがわかる。

(4) 児童とのふれあい

(%)

		母子世帯				父子世帯				
		総数	毎日(つねに)している	ときどきしている	まったくしない	不明	毎日(つねに)している	ときどきしている	まったくしない	不明
学齢前の児童	本を読んだり話しを聞かせたりする	100.0	26.1	62.0	10.7	1.3	22.6	58.1	16.1	3.2
小学生	学校の出来事について話し合う	100.0	47.3	46.6	2.8	3.3	25.3	63.3	11.4	-
	勉強をみてやる	100.0	21.2	57.1	19.0	2.6	12.7	63.3	22.8	1.3
中学生	勉強・成績に気をつかう	100.0	39.4	48.9	9.5	2.2	17.1	52.6	26.3	3.9
	友だちづきあいに気をつかう	100.0	42.2	44.9	10.8	2.2	22.4	50.0	22.4	5.3

(5) 子供との夕食回数

では「ほとんど毎日」が8割を占めているが「父子世帯」では6割である。

(%)

	総数	ほとんど毎日	週4日・5日	週2日・3日	週1日	ほとんどの日	不明
母子世帯	100.0	80.5	5.3	5.7	3.1	3.6	1.8
父子世帯	100.0	59.7	10.9	14.5	6.8	6.3	1.8

(6) 子供との外出状況

「母子世帯」では8割近くが子供と一緒に外出しており、「父子世帯」では3分の2である。外

出先は、「デパートなどへショッピング」、「泊りがけの旅行」、「遊園地・動物園など」、「映画・演劇・スポーツ見物」などである。

(%)

	総数	遊園地など	映画・演劇見物	デパート・ショッピング	ハイキング	泊りがけの旅行	その他	どこかへも行か	不明
母子世帯	100.0	24.6	20.7	54.7	11.4	31.7	8.4	23.3	0.4
父子世帯	100.0	23.1	15.8	30.3	14.5	24.4	11.8	33.5	0.5

(注) 複数回答

(都民生局調査より)

母子家庭の子どもに与える影響は、子どもの年齢や離・死別等配偶者の失い方等によっても大き

く異なる。例えば、離婚に至るまでにいろいろなめごとが多く、長く続ければそれだけ子

もの性格形成にも大きく影響する。まず急に父親を失った交通遺児の場合を例にとってみると、最も多かったのは、「寂しい思いがした」65%、「心が落ちつかなかった」26%を合わせると9割の子が精神的な悩みを抱いたことになる。ついで「経済的に困った」思いをした子が47%、具体的に「進学をとりやめた」「進学先を変えた」、「退学、休学した」子は平均17%もあり、(昭和50年「交通遺児家庭の生活実態調査」)情緒と生活と進学の三側面の打撃が大きいことがよくわかる。

次に離婚の場合、夫婦が対立抗争している際、夫婦は互いに子どもを味方にしようとして相手の悪いことを指摘する。そのことによって、子どもは子どもなりに心をいため、親に対し、軽侮、不信、嫌悪の念をいだき、家庭に安心感をいだかない。そして親が離婚すれば、好むと好まざるにかかわらず、片親の下に育てられることになり、母親に引き取られた場合は、生活が安定していれば問題は少なくすむが、そうでないときは要保

護世帯としての扶助をうけなければならず、子ども自身までが経済的な自立の途を考えなければならぬことになる。

また子が非行化するのではないかと心配がある。一般に欠損家族と非行との相関関係は高いといわれているが、父親の不在は、社会規範への合致を命令する権威の源泉を失ったことであるし、生活水準の低下が犯罪行動へつながりやすいとふつう考えられるからである。この点について、Shaw, C. R & McKay, H. Dは、欠損家族はたぶん非行少年を生みやすい条件を備えているが、現実に非行が発生するのは、悪い友達関係、劣悪な近隣関係、貧困、劣悪な居住状態、子どもの不安定なパーソナリティ、学業不振など、悪条件が重なったときであるとしている。

(表4)は非行少年(全国の家裁裁判所が取扱った道路交通関係法規の違反を除く一般保護事件)の家庭の欠損の有無とその状況を示したものであり、(表5)は、同じく経済状態の水準を概括的に区分したものである。

表4. 非行少年の家庭の欠損状況

(%)

年次	欠損なし	欠損あり					総計(N)
	実父母	実父のみ	実母のみ	実父継母	継父実母	養父母	
1955	51.8	19.3	20.4	4.7	2.1	1.7	1000 (114,505)
1960	52.4	21.4	19.9	2.9	1.9	1.4	1000 (142,705)
1965	75.3	4.4	14.2	3.1	1.8	1.1	1000 (192,893)
1970	75.9	4.4	13.3	3.5	2.0	1.0	1000 (94,033)
1974	77.8	4.2	11.7	3.2	2.1	0.9	1000 (94,641)

注1 司法統計年報による(第2表も同じ)

2 不詳その他ははっきりしないものは除いて算定している。

3 養父母のなかに養父のみ、又は養母のみのものを含む。

表5. 非行少年の保護者の経済水準 (%)

年次	富裕	普通	貧困	要扶助	総計 (N)
1955	0.8	29.8	59.5	9.9	1000 (116,976)
1960	0.8	34.9	58.8	6.0	1000 (141,528)
1965	2.3	71.9	22.9	2.9	1000 (189,794)
1970	2.7	76.0	18.4	2.9	1000 (94,740)
1974	3.1	83.0	11.2	2.7	1000 (96,023)

注1. 経済的生活程度は収入、生活内容を基礎として、社会通念に認定されるもの。その基準はつぎのとおり。「富裕」とは豊かな余裕のある生活をしているもの。「普通」とは借財なく、収入のみで生活しうるもの。「貧困」とはかろうじて生活できるが、不時の支出については借財しなければならないもの。「要扶助」とは生活扶助を受けなければ生活が成り立たないもの。

最近では欠損家庭の非行の割合は減少してきている。特に実母のみの非行少年の割合が減少し、両親がそろっている家庭の非行少年が増加してきている。しかし、まだ全体の1割は、母子家庭の少年が犯しているとすれば、母子家庭の少年の非行は、無視できない現象である。また、保護者の経済水準からみると、普通の家庭の非行少年が目立っているが、貧困もやはり非行の原因のひとつとなっている。

非行化の社会的要因はきわめて多元的であるが、それにしても現代の社会が少年期の情緒的安定の機能を家族集団に期待している以上、欠損家庭、特に母子家庭の問題は放置する訳にはいかない。また親の側から、最近目立った傾向としては、配偶者と離別した母親や父親が、安易に子殺しや子捨てを行うことである。とりわけ未婚の母の子殺し、子捨て事件が世間を騒がせているが、養育が困難なこと、足手まといになることなどが理由としてあげられる。

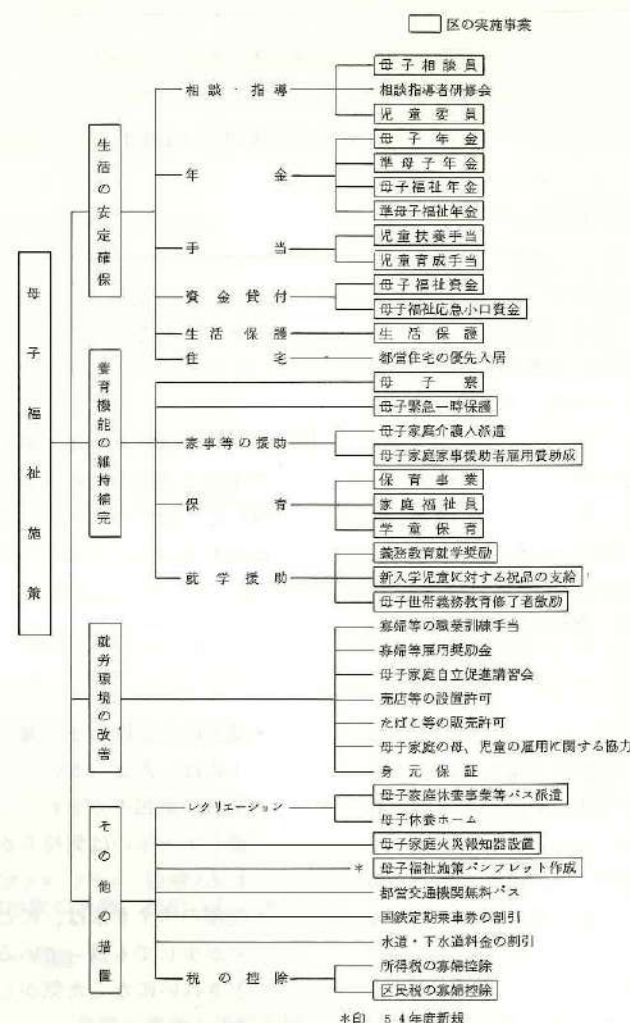
4. 今後の母子福祉施策の方向について

以上みてきたように、母子家庭故に生ずる問題はいろいろあり、子どもにもいろいろ影響をもたらしている。こうした問題を解決するために、欠損部分を補充する。すなわち再婚すればよいのではないかという意見もある。しかし、これには、とくに母子の場合、子どもでは再婚が容易でないこと、再婚による「継親子関係」がさらに新たな問題を生じやすい等の問題がある。そこで根本的には母子福祉施策を充実し、母子ともに豊かに、健やかに生活できるような環境づくりをすることが必要である。現在母子福祉施策は、

- ① 生活の安定確保
- ② 養育機能の維持・補完
- ③ 就労環境の改善
- ④ その他の措置

以上4本の柱をもとに(表6)のとおり各種の援護を行っている。

表6. 母子福祉施策一覧



*印) 54年度新規

今回の調査では、行政に対する要望として自由に回答してもらったところ、

- (1) 住宅(公営の安い住宅に入りたい)
- (2) 年金、手当等の充実
- (3) 職業の安定(安定した賃金の高い仕事につきたい)
- (4) 教育費の援助や高校の義務教育化
- (5) 医療費の援助

上記の順に、充実を図ってもらいたいという要望がでてきた。今後は、こうした内容を十分検討し、

施策化に努力していきたい。それだけでなく、保育や家事サービスの充実、子どものパーソナリティへのマイナス影響を緩和していくための社会教育、学校教育、児童相談の充実、あわせて、母親自身のためのカウンセリング、生活指導等を充実し、母と子がともに日本国憲法で保障されている「自由」で「豊か」で「健康」な生活を営むことができる環境づくりを図っていきたくと考えている。